

○日吉台共有施設管理組合基金細則

令和4年2月19日制定

日吉台共有施設管理組合基金細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日吉台共有施設管理組合の基金(以下「基金」という。)の設置並びに管理及び処分について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 基金を別表のとおり設置する。

(積立金)

第3条 基金に積み立てる額は、予算で定める。

2 基金の運用から生ずる収益は、一般会計に組み入れるものとする。

(管理及び運用)

第4条 基金に属する現金は、資金の運用及び管理に関する細則に定めるところにより運用するものとする。

(処分)

第5条 基金は、別表に掲げる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。この場合において、処分する金額は、予算で定める。

(廃止)

第6条 基金を廃止する場合、理事長は理事会の承認を得て、総会に諮るものとする。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

名称	財政調整基金
目的	年度間の財源の調整を行い、組合財政の健全な運営に資するため、基金に積み立てる。
処分	1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を補てんするとき。 2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための経費に充てるとき。 3 緊急に実施することが必要となった工事費用の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。 4 真空ゴミ輸送施設が廃止となった場合、必要となる経費の財源に充てるとき。
名称	真空ゴミ輸送施設将来準備基金
目的	真空ゴミ輸送施設が、将来廃止しなければならなくなったときに備えて必要な財源を基金に積み立てる。
処分	1 真空ゴミ輸送施設(輸送管・ゴミポスト・管理センター建屋・電気設備・機械器具等)を解体、撤去及び原状回復等に必要工事費用に充てるとき。 2 前項に伴う事務費用、人件費及び業務委託費用に充てるとき。